

平成 26 年 11 月 6 日  
社 会 教 育 部

## 高齢化社会における社会教育について

### 1. これまでの経過

平成 26 年 2 月に開催した第 33 期第 2 回社会教育委員会会議において、少子高齢化が進行する社会における本市の社会教育行政が果たすべき役割等について明らかにしていく必要があるとして、「高齢化社会における社会教育」を第 33 期社会教育委員会会議の検討テーマとして選択した。

平成 26 年 5 月には、検討に先立ち、本市の社会教育現場の状況を知るため、市内の社会教育施設等の見学会を行った。

平成 26 年 7 月の第 3 回社会教育委員会会議では、施設見学に参加いただいた委員等から、施設見学を行った感想を伺った（別紙参照）。

### 2. 検討にあたっての考え方

一般に 65 歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が 7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と分類される。

平成 25 年度の本市の高齢化率は、23.0%（国全体では平成 25 年で 25.1%）であり、今後の人口推計を見ると、平成 50 年度には本市の高齢化率は 33.9%に達する見込みである。

本市においては、高齢化とともに、少子化の傾向も見られ、平成 25 年度の本市の人口に占める 14 歳以下の年少人口の比率は 14.0%で、平成 50 年度には 10.8%になると予測されており、現在枚方市民は少子高齢化が進行する社会に暮らしている。

このように高齢化社会の問題は、本市においては少子化社会の問題でもあり、また少子化は同時に人口減少と生産年齢人口（15～64 歳）の減少をもたらす。

高齢化社会における社会教育を検討するに際しては、その対象を高齢者に限定することなく、高齢化が進行する社会の中で、全ての世代を対象として、どのような社会教育行政を今後行っていくべきかを検討することが求められている。

現在本市の社会教育行政が担っている内容は、次の 5 点である。

1. 社会教育における成人教育（人が地域で生活するのに必要な基礎的な知識や技術等の教育）
2. 文化財保護の啓発と歴史の伝承

3. 文化活動の育成
4. スポーツ振興
5. 図書館サービス

これらの内容は、平成18年の生涯学習推進体制の再編時に、本市における社会教育行政の役割を「生涯学習推進の一翼として捉え、学習する主体を育てる基礎的な部分を担う」と定めたことを踏まえ決定したもので、当初青少年教育も含まれていたが、平成24年度の機構改革の際に、青少年教育が総合行政部門の所管となり現在に至っている。

高齢化社会における社会教育のあり方を検討するにあたっては、より効果的な社会教育行政を進める観点から、この枠組みについても検討を加え、少子高齢化が進行する社会の中で、市民誰もが生き活きと生きられる社会の構築に向けて、本市の社会教育が担うべき役割や今後進むべき方向を明らかにしていくことが必要である。

### 3. 今後の検討の進め方

今後の検討の進め方については、目安として4回にわたる検討を想定している。

- (1) 第1回 議論の方向の確認及び問題点の抽出（平成26年11月6日）
  - ・今後の議論の方向についての考え方の共有化
  - ・高齢化社会が原因となって生み出されるさまざまな現象・問題点について各委員の意見を伺い、まとめる。
- (2) 第2回 前回会議内容の確認と課題の設定（平成26年度内）
  - ・前回会議のまとめ
  - ・高齢化社会の問題点の解決に向けて、社会教育行政が果たすべき役割（課題）について各委員の意見を伺い、まとめる。
- (3) 第3回 前回会議内容の確認と課題の解決に向けた取組内容（対応策）の提案（平成27年4月または5月）
  - ・前回会議のまとめ
  - ・設定した課題の解決に向けた対応策について各委員の意見を伺い、まとめる。
- (4) 第4回 意見書の取りまとめ（平成27年6月）
  - ・これまでの議論の経過の再確認
  - ・社会教育委員会として教育委員会に提言する意見書を取りまとめる。